

平成26年12月定例会

文教厚生委員会説明資料
(その3)

病 院 局

目 次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

Ⅰ 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（総務課）

(ア) 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正されることに鑑み、医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員以外の職員についても地域手当を支給する等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- ⑦ 地域手当について、医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員以外の職員で管理者が定める地域に在勤するものにも支給することとした。
- ⑧ 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。
- ⑨ 単身赴任手当について、新たに再任用職員にも支給することとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。